令和5年度第2回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年5月10日(水) 開会 9:30~

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

- 3. 出欠の状況
 - (1) 出席農業委員 10名

 田原
 一男
 俵口
 和義
 廣渡
 秀雄

 門司
 雅門
 山田
 和夫
 石川
 久男

 大村
 武彦
 田中
 誠二
 木原
 緑

 辻
 政幸

- (2) 欠席農業委員 1名 花田 和幸
- (3) 出席農地利用最適化推進委員 **2**名 太田 照夫 神谷 義幸
- 4. 委員会に附した議案

議案第 2号 農地の一時利用について

議案第 3号 農地の一時利用について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5号 荒廃農地に係る非農地判断について

5. 事務局出席者

深田 秀信 中井 優介

議長 ただ今より第2回の定例総会を開催させて頂きます。起立。礼。おはようございます。

全員おはようございます。

議長 それでは事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は一時利用に関して内浦が1件、農地法第5条申請 に関して海老津が1件です。以上です。

議長はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、1番の門司 委員、2番の木原委員よろしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。 議案第2号 農地の一時利用について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第2号、農地の一時利用届について。農地 法施行規則第25条に規定される県による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和5年5月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回、福岡県八幡農林事務所から1件の申請が出されています。場所は手野1217-1、地目は畑、面積は2,227㎡のうち20.5㎡、区分は農振白地、利用目的は治山事業工事に伴う仮設道路利用で、利用期間は6月1日から令和6年3月31日までです。

位置図を 2、3 ページに載せておりますが、昨年 4 月 6 月に同じ場所で申請が出されています。5 ページに計画を載せておりまして、昨年は令和 4 年度施工箇所に伴うもの、今回は令和 5 年度施工箇所に伴う申請です。工事が別となるため、再度申請されたものです。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第2号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでした ら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまし て、議案第3号 農地の一時利用について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の6ページをご覧ください。議案第3号、農地の一時利用届について。農地 法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和5年5月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回、町の農林水産課工務係から1件の申請が出されています。場所は内浦171、地目は田、 面積は564㎡のうち124㎡、区分は農振白地、利用目的はU型側溝設置工事に伴う作業路 利用で、利用期間は5月15日から7月31日までです。

位置図を7ページに載せておりまして、場所としてはスマイル岡垣のすぐ南側となります。 町有地部分にU型側溝を設置するため、板を敷いたうえで作業スペースとして利用するも のです。説明については以上です。

議長

はい、それでは議案第3号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案の 9 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 5 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回1件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は海老津816-1、地目は田、面積は636 ㎡、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は自己用住宅です。

位置図を10、11ページに載せています。場所としては、海老津の集落の一番宗像側となります。計画図を12、13ページに載せています。申請地に平屋建ての自己用住宅を建築予定で、建築にあたって若干の盛土が計画されています。申請地の北側は水路と隣接していますが、水路側の多くがのりとなっており、住宅用地としては利用できないため、芝生を張る計画となっています。給水は上水道がきていませんので、敷地内に井戸を掘り利用します。汚水排水は下水道がきていませんので、浄化槽を設置し隣接の水路へ放流します。雨水についても水路へ放流します。14ページが住宅の平面図、15ページが立面図です。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表をご覧ください。1. 立地基準については、第1種、3種以外の農地であるため第2種農地となります。続いて2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第4号について、当該委員さん何かございましたら。

辻委員 周辺に農地はありませんので問題ないと考えます。

議長 ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手 をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第5号 荒廃農地に 係る非農地判断について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の16ページをご覧ください。議案第5号、荒廃農地に係る非農地判断について。調査の結果、農地法の運用について第4の(3)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地としての決定を求める。令和5年5月10日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。今回、再生利用が困難と見込まれる農地について、上畑を中心に現地確認を行っています。対象農地は全部で45筆、面積は約55,000㎡です。対象者へは事前に非農地に関しての意向確認を行っておりまして、異議等がなかった農地を今回対象としています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第5号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでした ら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それではその他の 項に入ります。

【その他の事項】

その他

- 1. 今後の日程について
 - ○全国農業委員会会長大会

日 程:5月30日~6月1日

場 所:東京都(文京区)、長野県(長野市)

参集範囲:会長

○福岡県農業会議第8回総会

日 程:6月22日(木)午後1時30分

場 所:博多サンヒルズホテル

参集範囲:会長

- 2. 次回の日程について
 - ・日時:6月8、9、12日のいずれか午前9時30分から

•場所:岡垣町役場 未定

議長 それでは、以上をもちまして第2回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名	人		